座間市ふるさと納税返礼品提供事業者及び返礼品募集要項

１　目的

ふるさと納税制度により、座間市へ寄附を行った市外在住者に対して、お礼として商品やサービス（以下「返礼品」という。）を進呈することで、市の産業振興を図り、地方創生の充実、強化のため、寄附者への返礼品を提供する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）及び返礼品を募集します。

２　募集条件

（１）返礼品提供事業者について

次の全ての要件を満たすこと。

1. 各種法令等を遵守し、事業活動を行っていること。
2. 本社(本店)、支社(支店)、事業所、工場、販売所、畑等の生産拠点のいずれか　が市内にある法人、団体又は個人事業者であること。ただし、特に市長が認める場合はこの限りではない。
3. 市税等を滞納していないこと。
4. 座間市暴力団排除条例(平成２３年１２月２２日条例第２４号)第２条第２号から第５号の規定に該当しない者であること。

（２）返礼品について

次の全ての要件を満たすこと。

1. 市内産業の振興や市の魅力発信などに資するものであること。
2. 平成３１年４月１日付け総務省告示第１７９号第５条に規定される総務大臣が定める基準（以下「地場産品基準」という。）や、この告示に関する総務省通知に適合するものであること。
3. 公序良俗に反しないものであること。
4. 自ら生産したもの以外の場合は、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて生産者の同意を得ていること。
5. 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。（あらかじめ期間や数量を示して供給するものを除く。）
6. 飲食物の場合は、寄附者に返礼品が到着後、一定期間の消費又は賞味期限が保証されていること。鮮度が高く要求されるものについてはこの限りではないが、返礼品の発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整等を行うこと。運搬に当たっては、食品衛生法等に基づき運搬方法等に留意すること。
7. サービスの提供の場合は、市内で提供されるもの又は市外で提供されるものであっても当該サービスの主要な部分が座間市に相当程度関連性があることとし、寄附者に対して、サービス提供を受けられることが分かる利用券等を発行すること。また、期間限定のものを除き、原則として、有効期限が発行日から1年間以上あること。
8. キャラクター等を使用する場合は、使用に対する許可権限を持つ者の許諾を得ていること。
9. 本市が求める場合に、提案価格の妥当性を示す資料等、必要な情報を提出できること。
10. 本市が求める場合に、無償により返礼品のサンプルを提供又はサービスについて現場の確認ができること。

（３）返礼品の価格及び寄附金額の設定

1. 返礼品の価格は、原則として上限は３０万円で、商品代に荷造・箱・梱包代・消費税を含めた価格で設定してください。なお、返礼品の上限の額が３０万円を超える提案も可能としますが、申請前に別途市と協議するものとします。
2. 設置費用等が別途発生する場合は、その額は返礼品の価格に含めてください。なお、設置等の手続は返礼品提供事業者が行います。
3. 寄附金額は、①、②に基づく返礼品の価格を基に、国の要件に沿うよう本市が決定します。

（４）費用負担

1. 送料は、本市が負担します。
2. 商品の梱包に係る費用は、返礼品提供事業者の負担とします。
3. 商品代金受取の際の費用（銀行手数料等）については、返礼品提供事業者の負担とします。
4. 寄附者からの商品の品質等の苦情により商品の回収及び再配送を行った場合にかかる費用は、返礼品提供事業者の負担とします。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではありません。
5. 代替品等による補償、交換その他苦情対応に要する経費について、本市は一切負担しません。

３　返礼品提供事業者のメリット等

（１）ふるさと納税の専門インターネットサイト（以下、「ポータルサイト」という）「ふるさとチョイス」及び「楽天ふるさと納税」に返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。ただし、返礼品の内容・在庫数量等によっては、２つのポータルサイトのうち１つへの掲載とする場合があります。

（２）返礼品の発送時に限り、自社の商品カタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。

（３）返礼品の送料は、上記２（４）①のとおり、原則として本市が負担します。

（４）本市がふるさと納税の広報をする際に、返礼品の画像、商品名、事業者名を掲載する場合があります。

（５）本市のふるさと納税返礼品提供事業者であることを商品の宣伝や会社のＰＲに活用することができます。

４　返礼品提供業務の委託事業者

（１）寄附受納に係る業務のほか、返礼品の開発や発注・配送管理、返礼品提供事業者との契約、苦情対応等について、民間事業者の持つ体制やノウハウを活用し効率的かつ効果的に行うため、返礼品提供業務全般を、事業者（以下「委託事業者」という。）へ委託します。

（２）返礼品提供事業者は、返礼品として登録が決定された後、委託事業者と返礼品の供給等に関して調整していただきます。なお、委託事業者と返礼品の供給に係る契約を、別途取り交わす必要が生じる場合があります。

【事業イメージ図】



５　申請方法

（１）提出書類【郵送又は電子メールで申請】

①　「座間市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書」（第１号様式）

②　「座間市ふるさと納税返礼品登録申請書」（第2号様式）※返礼品ごとに１部

③　「地場産品基準確認票」（第2号様式別紙）

④　第2号様式で申請する返礼品の写真データ（縦横1,000ピクセル以上を推奨）

※ 申請いただいた後、返礼品に関する質問事項への回答又は補足資料等の追加提出を本市から求める場合があります。

（２）申請書提出先

座間市　地域づくり部　地域プロモーション課

〒252-8566 座間市緑ケ丘一丁目１番１号

TEL：046-252-7961

E-mail：[furusato@city.zama.kanagawa.jp](mailto:furusato@city.zama.kanagawa.jp)

６　審査結果の通知

申請内容について、２を踏まえて審査し、その結果を「座間市ふるさと納税返礼品提供事業者登録承認（不承認）通知書」（第３号様式）、「座間市ふるさと納税返礼品登録申請審査結果通知書」（第４号様式）により通知します。

７　登録内容の変更

登録された返礼品提供事業者の所在地、名称、代表者その他変更があったときは、

「座間市ふるさと納税登録内容変更届」（第５号様式）を提出してください。

８　登録の解除等

次の場合は、返礼品の登録を解除し、又はポータルサイト等への掲載を停止します。

（１）返礼品提供事業者が、本市に登録解除を申し出たとき。

（２）返礼品提供事業者又は返礼品が２に規定する事項を満たさなくなったとき。

（３）国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断されたとき。

（４）返礼品の生産、製造又は販売が、廃止又は中止されたとき。

（５）他者が生産する商品を取り扱う場合に、本市のふるさと納税の返礼品とすることについて当該他者の同意が得られなくなったとき。

（６）申請内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。

（７）申請内容に虚偽があったとき。

（８）本市又は寄附者に、損害を及ぼす行為があったとき又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。

（９）返礼品の品質等に対し寄附者から苦情が寄せられ、返礼品提供事業者の責任が重いと本市が判断したとき又は同様の苦情が多発するとき。

（１０）その他、ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

９　個人情報の取り扱いに関する特記事項

（１）返礼品提供事業者は、返礼品の取り扱いに当たり、個人情報の取り扱いについては、座間市個人情報保護条例（平成１６年９月６日条例第１８号）及び関係法令を遵守してください。

（２）寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用できません。ただし、返礼品の発送時に同封した商品カタログ、チラシ等により改めて寄附者から返礼品提供事業者への商品申込があった場合等で入手された個人情報は対象外です。

１０　その他留意事項

（１）寄附者が座間市民である場合、返礼品は送付できません。

（２）返礼品は、寄附者が申込時に当該返礼品を選択した場合に提供をお願いするものであるため、買い取りを確約するものではありません。

（３）本市が行う返礼品の広報については、寄附者からの受注状況や広報事業者からの依頼等に基づき、協力いただく返礼品を適宜決定することがあるほか、掲載順序は本市に一任します。

（４）返礼品に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、その内容について委託事業者へ必ず報告してください。なお、品質等による補償や、クレーム対応については、本市は一切の責任を負いません。

（５）返礼品提供事業者は、各々のホームページにおいて、ポータルサイトのバナー広告及びリンクを掲載するとともに、市外で返礼品提供事業者が参加するイベント時などにおいて積極的に寄附の呼びかけを行うなどし、本市のふるさと納税のＰＲに努めてください。

（６）申請に係る提出書類、資料は返却しません。

（７）この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本市との協議によるものとします。

１１　問合せ先

座間市　地域づくり部　地域プロモーション課

〒252-8566　座間市緑ケ丘一丁目１番１号

TEL： 046-252-7961

FAX： 046-255-3550

Email：[furusato@city.zama.kanagawa.jp](mailto:furusato@city.zama.kanagawa.jp)

（参 考）

「地場産品基準」（総務省告示第１７９号第５条抜粋）

以下のいずれかの要件を満たしていること。

１　当該地方団体の区域内において生産されたものであること。

２　当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。

３　当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。

４　返礼品等を提供する市区町村の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

５　地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。

６　前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。

７　当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。

８　次のいずれかに該当する返礼品等であること。

（１）市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの

（２）都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの

（３）都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されているもの及び当該市区町村を認定し、当該地域資源を当該市区町村がそれぞれ返礼品等とするもの

９　震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供するものであること。